

児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について（案）

- 1 犯罪被害者等施策推進会議において検証・評価を行う根拠
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第16条の2に基づき、検証・評価を実施するもの。
(心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等)
第16条の2第1項 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価を行うものとする。
- 2 社会保障審議会との連携の在り方
一方の会議体に他方の事務局がオブザーバーとして参加することで、事務局同士が相互連携する。
- 3 検証・評価の主たる対象期間
平成28年1月から令和2年末までに講じた保護施策を対象とする。
- 4 検証・評価の方法
 - (1) 犯罪被害者等施策推進会議の補佐機関である基本計画策定・推進専門委員等会議において、関係府省庁における保護施策の実施状況を踏まえて、検証・評価の案を確定し、犯罪被害者等施策推進会議に諮ることとする。
 - (2) 検証・評価項目については、前回（平成28年3月30日犯罪被害者等施策推進会議決定）の検証・評価との整合性を図るため、前回と同様、
 - ① 被害児童に対する保護活動
 - ② 被害児童保護を行う者の資質の向上
 - ③ 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化
 - ④ 被害児童保護に関する調査研究の推進
 - ⑤ 総括とする。
 - (3) 上記3の対象期間中、政府における児童買春・児童ポルノ事犯対策は、主に、
 - ・ 第三次児童ポルノ排除総合対策（平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定）
 - ・ 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に策定された施策を基に推進していることから、これらの中から上記(2)①～④に該当する保護施策を抽出、分類した上で、保護施策の実施状況を検証・評価し、⑤で総括する（保護施策の一覧については別添1のとおり）。
- 5 今後のスケジュール
別添2のとおり

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策一覧

項目	番号	取組の概要	担当府省庁
1 被害児童に対する 保護活動	1	街頭補導の推進	警察庁
	2	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援	総務省
	3	児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進	警察庁
	4	児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備	警察庁 法務省
	5	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 厚労省
	6	子供の人権問題への適切な対応	法務省
	7	安全な社会を創るための匿名通報事業の周知	警察庁
	8	児童相談所・市町村における児童等への支援等	厚労省
	9	性犯罪被害者が情報入手する際の利便性の向上	警察庁
	10	被害児童に対する継続支援の実施	警察庁 文科省
	11	児童福祉施設等における支援	厚労省
	12	日本司法支援センターによる支援	法務省
	13	捜査・公判における犯罪被害児童等の保護	法務省
2 被害児童保護を行う者の 資質の向上	1	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	内閣府
	2	婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援	厚労省
	3	潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発	厚労省
	4	被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上	文科省
	5	性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施	厚労省
	6	日本司法支援センターによる支援体制の充実	法務省
	7	児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上	警察庁
	8	被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及	警察庁
	9	被害児童の支援担当者への研修内容の充実	警察庁
	10	学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進	文科省
	11	被害児童に対する継続的支援のためのカウンセリング態勢の整備	警察庁
	12	児童相談所の体制及び専門性の強化	厚労省
	13	婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援の強化	厚労省
3 被害児童保護に関する 関係機関の連携協力体制の 強化	1	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 厚労省
	2	児童相談所・市町村における児童等への支援等	厚労省
	3	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	内閣府
	4	被害児童に対する継続支援の実施	警察庁 文科省
	5	児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化	法務省 警察庁 厚労省
4 被害児童保護に関する 調査研究の推進	1	心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等	厚労省
	2	児童の被害防止に向けた調査研究の実施	警察庁
	3	相談・支援の在り方の検討	内閣府

今後のスケジュール（案）

（※については、第4次犯罪被害者等基本計画策定スケジュール）

令和2年

12月24日

第37回基本計画策定・推進専門委員等会議

児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策に係る実施状況の検証・評価案の検討

令和3年

1月28日

第38回基本計画策定・推進専門委員等会議

児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策に係る実施状況の検証・評価案の確定

※ 第4次犯罪被害者等基本計画案の確定

3月

第15回犯罪被害者等施策推進会議

児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価の決定

※ 第4次犯罪被害者等基本計画案の決定

3月

閣議

※ 第4次犯罪被害者等基本計画の決定